

- 注1 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 2 届出者の商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。
- 3 該当する□にレ印を付けること。
- 4 免許規則別表第二号第1に定める基幹放送放送局の無線局事項書注23又は免許規則別表第二号第5に定める衛星基幹放送局の無線局事項書注38を参照のこと。
- 5 放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の審議機関に関する事項については、放送法第175条の規定に基づき放送法施行令（昭和25年政令第163号）第8条に定める事項として提出する場合は、本件事業計画の変更の届出としての提出を要さない。